

## 第116回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成29年11月21日（火） 9:30～10:30

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

## 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、  
白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一

## 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省  
大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局  
上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官  
房統計部長、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政  
策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課長

## 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官

4 議 事

- （1）平成28年度統計法施行状況報告（統計精度検査編）について
- （2）諮問第109号「住宅・土地統計調査の変更について」
- （3）諮問第110号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- （4）統計委員会専門委員の発令等について
- （5）部会の審議状況について
- （6）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻を少し過ぎていますので、ただ今から、第116回統計委員会を開催いたします。本日は、西郷委員、嶋崎委員、宮川委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と合わせて確認させていただきます。本日の議事のうち、平成28年度統計法施行状況報告の統計精度検査編の資料が資料1。議事の（2）諮問第109号「住宅・土地統計調査の変更につい

て」が資料 2-1、2-2。諮問第 110 号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」が資料 3。統計委員会の専門委員の発令関係が資料 4-1、4-2。部会の審議状況として産業統計部会が資料 5-1、サービス統計・企業統計部会が資料 5-2、匿名データ部会が資料 5-3、国民経済計算体系的整備部会が資料 5-4 です。

私からの資料の説明は以上です。

**○西村委員長** それでは、最初の議事に移ります。いわゆる P D C A の統計版として統計精度の検査を行ってきましたが、このたび、その結果が取りまとまったということで、その報告書の提出がありました。本件は横断的課題検討部会で審議いたしますので、詳しい説明と審議はこの後に予定されております同部会で行うことにいたします。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第 109 号「住宅・土地統計調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** 総務省政策統括官室です。今般、総務大臣から住宅・土地統計調査の変更につきまして申請がありましたことから、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき本委員会の意見を求めるものでございます。資料 2-1 と 2-2 を御用意しておりますけれども、資料 2-1 の諮問の概要に沿って御説明いたします。

まず 1 ページの、前回における住宅・土地統計調査の概要についてです。調査の目的でございますが、我が国における住宅や住宅以外の人が居住する建物などの実態を把握し、その現状や推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としております。

調査の沿革ですが、昭和 23 年から住宅統計調査として開始以降、5 年周期で実施され、平成 10 年からは調査の名称を住宅・土地統計調査に変更し、現在に至っております。

本調査は、調査票甲と調査票乙、それに建物調査票から構成され、約 350 万住戸を対象に政府統計の中で最大規模の標本調査として実施されております。調査事項ですが、調査票甲と調査票乙は、いわゆるショートフォーム、ロングフォームの調査票であり、調査票甲では世帯の構成や年間収入、現住居の状況などを把握し、調査票乙では調査票甲の調査事項に加えまして現住居以外の住宅、宅地等の状況などを把握しております。また、建物調査票では建物の種類や建て方・構造などを把握しております。

本調査は、統計局が都道府県、市町村を經由して実施しており、平成 25 年調査ではオンライン調査が全面導入されております。

次に、2 ページ、3 ページでは住宅・土地統計の利活用状況を紹介させていただきます。まず 2 ページですが、住生活基本計画の全国計画における住宅性能水準などに係る指標の設定・評価や、住政策等の計画的推進のための基礎資料として利用されております。ここでは、本調査結果から把握されました住宅のバリアフリーや省エネ設備、耐震性、空き家の状況などを示すグラフを掲載しております。

次に3ページです。空き家等に関する施策を総合的・計画的に実施するための基本指針における空き家等の現状把握のための基礎資料として利用されております。ここでは、空き家の種類別の空き家数の推移の状況などを示すグラフを掲載しております。

続きまして、4ページからは本調査の変更事項について整理しております。最初に調査事項の変更についてです。先ほども触れましたが、政策ニーズが高まっている空き家の所有実態をよりの確に把握し、政策上有用な情報を提供するため調査事項を追加する計画です。まず、調査票甲では、現住居以外の住宅についての調査事項を追加し、所有の有無及び住宅の種類を把握することとしております。

続きまして、5ページを御覧ください。調査乙では、居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況を把握する調査事項を追加し、所有用途がその他の場合には住宅の所在地などの5項目について把握することとしております。

続きまして、6ページを御覧ください。調査票甲及び調査票乙については、前住居に係る調査事項のうち、所在地を削除することとしております。住居の種類と組み合わせ、世帯の住居移動や住居状況の変化を明らかにし、地域別の住宅需要予測などの基礎資料とするためこれまで把握してはいたしましたが、利活用ニーズが乏しいことなどから削除するものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。建物調査票については、共同住宅に係る敷地面積及び建築面積を削除することとしております。住宅の敷地面積の割合から見た敷地利用状況などを明らかにしまして、宅地対策の基礎資料とするためこれまで把握してはいたしましたが、この建物調査票は、調査員が担当調査区域内を巡回しまして調査対象となる全住戸について外観などから調査するものですが、マンションの建物形状の多様化や複雑化に伴いまして把握が困難となっているため、都道府県からも負担軽減要望があることに加え、利活用ニーズが乏しいことなどから削除するものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。調査方法の変更についてです。3点ございます。1点目は、オンライン調査に係るID・パスワードの配布方法の変更です。平成25年調査ではID・パスワードを紙の調査票と同時に配布してはいたしましたが、平成30年調査では先行して配布し、その一定期間後に紙の調査票を配布する二段階配布方式に変更するものです。2点目は、郵送により調査票を地方公共団体に提出する仕組みの導入でございませう。従来の提出方法に加え、郵送による提出も可能とするよう変更するものです。3点目は、地方事務の負担軽減、円滑化への対応でございませう。調査票の提出状況を管理するシステムを構築し、調査事務の進捗状況を適切に管理する取組を行います。また、調査員事務の管理会社・運営法人への委託も可能とする変更を行います。

続きまして、9ページを御覧ください。集計事務、公表方法及び期日の変更についてです。従来の速報、確報といった集計体系を見直し、住宅数概数集計など4段階により結果を公表する計画でございませう。これは空き家の状況などニーズの高い情報を従前よりも早期に提供するものであり、調査終了後から第一報までの期間について約4か月の早期化を図ることとしております。また、利活用ニーズが低い集計表を整理し、集計事務の効率化を図ることとしております。

最後に 10 ページを御覧ください。本調査では平成 25 年 2 月の前回答申におきまして、オンライン調査の実施状況について様々な観点からの把握に努め、平成 30 年調査への反映はもとより、各府省への情報提供が必要との指摘がなされております。この指摘への対応状況については、平成 30 年調査への反映では先ほど触れた取組以外ではスマートフォン版の画面の構築等の機能改善の取組や、世帯からの技術的な問い合わせに対するテクニカルサポート等を行うこととしており、また、オンライン調査の実施状況に係る様々な状況は会議等を通じて各府省に提供しております。部会ではこれらの調査実施者の対応状況について、更に詳細に確認することとしております。

私から説明は以上でございます。

**○西村委員長** ありがとうございます。本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はございますか。

清原委員、どうぞ。

**○清原委員** ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

今回、空き家等につきましても更に現状把握をとということが示されております。3 ページについてです。「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づきまして、各自治体では進捗状況や、あるいは体制は、まだそれぞれの事情で異なるものがありますが、空き家等対策推進協議会を設置している自治体も出てきていることから、実際に空き家の把握というのは重要な課題になっております。また、政府においても「所有者不明土地」の問題も懸案となっておりますので、今回の特に 3 ページの取組などは是非、現場の状況とも対応するものですので、検討されるときにも今のような自治体の状況等も勘案しつつ、検討していただければありがたいと思います。

なお、全体として自治体の事務を軽減化する方向でも検討されているということをお大変ありがたく思います。よろしくをお願いします。

**○西村委員長** どうもありがとうございます。それでは、付け加えることが何かあれば、説明者。

**○山田総務省統計局統計調査部国勢統計課長** 御指摘ありがとうございます。御指摘の趣旨も踏まえて、部会でも御審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○西村委員長** 分かりました。

ほかにごございますか。

それでは、これについて少し言いたいことがありますので幾つかお話ししたいと思います。まず、これは部会で検討していただくということで、そのとおりで結構ですが、私の考え方からすると住居のモビリティの問題は非常に重要なもので、例えばアメリカでは人が移動するというだけではなくて、借家人が移動したのか、それとも持ち主が移動したのかというのは非常に重要な政策上の問題にあったわけです。そういう意味で前住居の所在地を聞かなくなるということが本当にいいのかどうかということについては、もう少し考

えていただきたいと思います。ニーズがないということですが、ニーズそのものはこれから出てくる可能性もありますので、少しこれは考えていただきたいと思います。

それからもう一点は、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託ということについてですが、これは説明があったと思いますが、この件についてはコスト削減という形になりますので明確に考慮いただいた方が、書くなりなんなり考慮いただいた方がいいのではないかと考えています。

それから、先ほどの清原委員の空き家に関しての御意見は非常に重要な点で、このほかにもいろいろな動きがありますから、公的統計それから準公的な動きというものの間の情報交換を密にする形で整理していただきたいと思います。

それから住宅を含めてですが、これは後で法人の土地も出てくるのですが、これは土地のセンサスみたいなものはきちんとすべきだという考えを私は持っておりまして、そういう意味でGISの利用とかそのような形でアイデアを付けるというような形のものを将来的に、今すぐこのときに何かをするということではないのですが、将来的に考えるというような方向性を少し考えていただきたいと思います。

では、本件につきましては清原委員と私の意見を含めて、人口・社会統計部会で御審議いただいて、その結果を本委員会に御報告いただくという形にしたいと思います。

白波瀬部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第110号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」、厚生労働省から御説明をお願いします。

**○田中厚生労働省政策統括官付審査解析室長** 厚生労働省でございます。それでは、説明いたします。

お手元の資料3でございます。資料3の1ページ目でございますが、私どもの厚生労働大臣から統計委員会への諮問ということでございまして、今ございましたように国民生活基礎調査に係る匿名データの作成につきまして諮問させていただくというものでございます。中身でございますが、1ページおめくりいただきまして、別紙で諮問の概要として記載させていただいています。今回は平成7年及び平成25年の国民生活基礎調査につきまして、それぞれ匿名データを作成するということを計画しているところでございまして、こちらについてお諮りするものです。

まず、その前に先立ちまして、国民生活基礎調査とはどういうものかということを中心に1番で説明しているわけですが、国民生活基礎調査につきましては、保健、医療、福祉、年金、所得等の国民生活の基礎的な情報を調査しまして、厚生労働行政の運営だとか企画に必要な基礎資料を得ることを目的とし、昭和61年より毎年実施しております。そのうち3年ごとは大規模な調査を実施してございまして、ここで掲げております5つの調査票を用いて調査を実施しているというもので、中間年につきましては世帯票と所得票で実施しているということでございます。

国民生活基礎調査の匿名データにつきましては、平成16年のものを皮切りにしまして、遡りと、それからより最新のものをお出しするというような観点から作成させていただき、3年前にやはりこの場で平成22年及び平成10年のものを御審議いただきまして、現在、

この5か年分のものを提供させていただいているという状況でございます。今回は、さらに平成7年と平成25年のものをお出しさせていただくということでございまして、こちらの匿名データの作成につきましては、様々なニーズにお応えしていくという観点から匿名データを提供していくわけでございますけれども、その年次の拡大をしていくということが大きな目的になるかと思えます。こちらにつきましては、多くは今まで提供させていただいたものに関して用いた匿名化手法を用いつつ、一部改善を図りながら匿名データを提供させていただきたいというものでございます。

3番でございますが、匿名データの種類でございます。実は実際の本体の調査につきましては、世帯票、健康票につきましては選んだ地区のしつ皆調査ということで、いわゆる集落抽出ということでやらせていただいております。その結果、本体調査の方で約24～25万世帯ぐらいの世帯数を調査させていただいている、それから所得票と貯蓄票につきましては、中身はセンシティブということもございまして、詳しい内容ということもございまして、やはり若干地域の選定を更に絞り込んで選んでということでやってございまして、もともとの本体調査の調査票の数が少ないというようなことになっていまして、いずれの方のデータも提供する形にしますと、これが少しどうしても別の形で提供しなければならないというような形で、現在は匿名データAという形で世帯票と健康票を結び付けたもの、それからBという形で世帯票、健康票、所得票及び貯蓄票を結び付けたものということで、現在はそれぞれの利用目的を想定して提供させていただいているというところでございます。

4番でございますが、その匿名データの作成方法の主な変更点でございますが、平成25年につきましては、今まで22年で調査されていなかったような事項がございまして、そのような事項につきましてもなるべく御提供させていただくというような形、それから平成7年の調査分につきましては(2)でございますが、これは平成10年に準じた形ということで提供させていただくというところをお願いしたいところでございます。

また、先ほど申し上げた平成22年、平成10年のデータを御審議いただくときにいただいた御答申の中で、今後の課題というものが挙げられておりまして、それらにつきまして対応させていただくところでございます。

3番のデータの種類の確認でございますが、2枚めくっていただいた別添1というところでございます。匿名データのAというものにつきましては、もともとの本体調査は平成7年の場合は25万世帯、それから平成25年につきましては23万世帯あるものを、およそ4万ぐらいのものをリサンプリングして、さらには匿名化手法を講じる、具体的な匿名化手法につきましては別添2の審査表に記載されているような内容になっているということで御理解をいただければと思っております。

また、Bにつきましても所得票、貯蓄票を加えたものとして、先ほど申し上げたとおりの25万あるは23万世帯よりも少ない3万世帯を、約8,000あるいは6,000世帯をリサンプリングしてきて提供するというAとBという形を作るということでございます。

特に先ほど申し上げた前回答申における課題についての対応でございますけれども、最後のページ、別添7に記載してございます。こちらは2点御指摘をいただいております、

1 点目が地域情報の付与と、それから再抽出の単位につきまして、それからもう一点が下の方の 2 番目になりますけども所得票の内訳情報の提供についてということでございます。

1 番目の地域情報の付与の関連でございますが、これは前回御審議いただいたときも国民生活基礎調査の本体調査の特性として先ほど申し上げた集落抽出を行っている、当たっている方にとっては隣の人、世帯あるいはその周辺の世帯が当たっているということが分かっている、分かってしまうというようなところから見て、なかなか選定の仕方が難しいというようなところについてあるというようなところがありましたが、その中で地域情報はなかなか提供しづらいというお話を申し上げたところでございますけれども、その状況に変化が見られないというようなところがまず 1 点あるというところで、新たに C データを作るのが難しいというような状況になっているということ。それから、世帯単位でのサンプリングは、これはやはり有用性があるということは理解しておるわけでございますが、様々な方向で幾つか検討させていただきましたけれどもなかなか難しい状況であるというようなことになっています。これは詳しくはまた部会の方で御報告させていただくことになろうかと思っております。

それから、2 点目の所得票の内訳情報の提供でございますが、現在、世帯の総所得というものをお出ししているわけでございますが、そのうち雇用者所得につきましてはおよそ 7 割の世帯が雇用者所得をお持ちになられている、あるいは半分程度の世帯につきましては公的年金及び恩給の所得をお持ちになられていることから、所得の内訳全てを出すことになりますと、もともと議論いただいていたときには 1 % トップコーディングすると総額の 1 % トップコーディングを超えてしまうというようなところからなかなか提供が難しかったわけでございますが、この 2 つに絞って提供させていただくということであれば有用性も確保しつつということで、あと、先ほど申し上げた総額の匿名性を確保するというところもある程度可能だということになりますので、その範囲内で提供させていただくということで今回は提案を申し上げたいというものでございます。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

**○西村委員長** ありがとうございます。本件は匿名データ部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見等はございますか。

それでは、本件については、匿名データ部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくことにしたいと思います。

北村部会長、よろしく願いいたします。

ちなみに 1 点だけ私から、地域データで都道府県という形で難しいということなのですが、あれをもう少し広げるということはあるのかどうかを少し検討していただければと思います。かえって広くするとまた分からなくなるので無意味かということもあるかもしれませんので、それは御検討をお願いしたいと思います。

次に、資料 4-1 にあるとおり、今回諮問されました「住宅・土地統計調査の変更について」に関する審議に参加いただくため、専門委員 2 名が本日付で任命されております。統計委員会令第 1 条第 2 項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名すると

されておりますので、資料4-2のとおり指名させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。産業統計部会で審議されております諮問第106号「薬事工業生産動態統計調査の変更について」の審議状況について、川崎部会長から御報告をお願いいたします。

**○川崎委員** それでは、資料5-1を用いまして産業統計部会におきます薬事工業生産動態統計調査の審議について報告させていただきます。

この調査に関する部会審議は合計で2回を予定しておりまして、先日第1回を11月6日に開催いたしました。本日はこの第1回部会の審議状況について報告させていただきます。この部会での主な議論ですが、資料5-1の1ページ目、2ページ目にかけて表がございます。これらが審議事項でございます。このうち、第1回で審議しましたのは(1)から(3)まででございまして、残る部分は次回ということになっております。本日はこのうち3点ほどコメントさせていただきたいと思います。

まず1番目は、今回の一番大きな変更点であります(1)調査対象の範囲の変更についてです。この変更内容は、現在、本社と工場それぞれから報告を求めていることを改めまして、本社からにおいて各工場の状況を一括して報告していただくものでございました。これについては、審議の結果、調査の効率化や正確な報告の確保等の観点から適当ということで整理させていただきました。

それから、次に(2)の①の部分、従業者数のところですが、こちらにつきましては、当初の計画では調査票の第一号様式の廃止に伴いまして従業者数の把握は取りやめることとされておりました。こちらについては、統計委員会に諮問した際に委員から御意見をいただいたこともあり、調査実施者の方から慎重に再検討した上で部会に報告したいという申し出がありました。このため、具体的かつ詳細な議論につきましては第2回部会で改めて行うこととしております。この再検討に当たりまして、私からは、そもそもこれが申請された計画では削除するとされていまして、まずは削除しようとした当初の考え方について、利活用状況も含めて具体的に説明していただきたいこと、また、その上で再検討の結果についてはデータの利活用、類似データとの比較、報告者負担といった観点でしっかり説明していただきたいということをお願いしております。来月の委員会におきましては、このような結果に基づきまして具体的な報告をさせていただきたいと思いますが、一番重要なところはどのような利活用があるのか、どうしても把握しないといけないのかという点になるのではないかと考えております。

これらが審議内容の主なポイントでございます。全体としてはおおむね適当、又は適当とさせていただいておりますが、それ以外にもう一点、最後に裏面の脚注で米印を付けた点がございまして、この点について少し申し上げておきたいと思っております。先日の部会では、調査名の変更につきまして御意見がありました。これは議事概要の中にも記載してございますが、この統計調査につきましては、昭和27年の開始当時の名称をそのまま継続して使っております。これは薬事法に基づいて薬事工業ということで呼んでいるわけですが、これにつきましては、この調査と密接に関係のある薬事法の名称が変わりまして、短



く言えば医薬品医療機器等法で、略して薬機法とも呼ばれております。このように名前が変わって薬事という言葉がなくなっているということがあります。また、本調査は国内で生産された医薬品等だけではなくて輸入分も調査対象としています。このような変更もある中で、調査の名称についても併せて変更について検討する必要があるのではないかとこの御意見をいただいております。こちらについては諮問に関しての審議事項ではありませんが、御意見としていただいておりますので、第2回部会において調査実施者の考え方をお聞きしようと考えております。

以上が第1回部会の概要でございます。この後、第2回部会は12月5日の火曜日を予定しております。その結果につきましては次回の統計委員会に御報告させていただくこととしております。それから、答申案につきましては1月の委員会で御報告することを予定しております。

私からは以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。今の御報告について、何か御質問等はございますか。

さっきの名前の点について、諮問事項ではありませんので、答申にどのような形で組み入れるかどうか分かりませんが、ある意味当然といえば当然なので、やはり変えるべきところは変えていくというような形で、前向きにやっていった方がいいのではないかと私は思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。それでは、引き続き審議をよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。サービス統計・企業統計部会で審議されております諮問第107号「法人土地・建物基本調査の変更について」の審議状況についてですが、本日は西郷部会長、宮川部会長代理がともに御欠席ということですので、西郷部会長が作成された部会報告を、山澤統計委員会担当室長に代読してもらいます。

**○山澤総務省統計委員会担当室長** それでは、法人土地・建物基本調査に関する部会での審議状況について御報告します。資料5-2を御覧ください。

本調査に関する部会審議は1回だけを予定しており、11月8日水曜日に開催しました。部会では計画の変更、前回答申における課題への対応状況等について審議を行い、全体としてはおおむね適当と判断しました。その後、答申案の方向性についても審議いただき、了解を得ました。

そこで、本日は部会で指摘のあった3点についてコメントをいたします。1点目は、1、計画の変更の(2)調査事項の変更のうち、①調査事項の新設についてです。今回、土地の「今後の保有等予定」という項目が新設される計画です。詳しくは資料5-2の3ページに添付しておりますが、選択肢の設定について土地の売却予定が決まっていない場合の選択肢が必要ではないか、類似項目である転換予定との比較で5年ではなくもっと短期間の線引きが必要ではないかなど、正確な回答を確保する観点から指摘がございました。これらについては、国土交通省において実施した試験調査の結果も踏まえたものとのことでしたので、試験調査の結果について追加で情報提供していただくこととし、その上で今後の課題とするかどうか判断すると整理したところです。

2点目は、2、前回答申における課題へ対応状況の部分です。課題のうち②パネルデータの作成につきまして、国土交通省において企業単位のパネルデータを作成し、利用がなされているということでしたので、その取組については評価をいたしました。ただ、本調査は土地について詳細に把握する調査であることを考えると、今後技術的な困難性はあるのですが、土地単位でのパネルデータの作成が必要ではないかとの指摘がございました。こちらについては、答申案において今後の課題として指摘することを想定しております。

最後に3その他の①基本計画部会経済統計ワーキンググループの審議過程で示された意見についての部分です。この部分は、米印でも記載しておりますが、平成35年調査の企画時までには結論を得るとのことですので直ちに結論を得るものではないのですが、今後の検討に当たって示唆があればとの趣旨で意見交換しました。そこでは、企業が外資系か否かで区分した結果を集計・公表する必要があるかとの指摘がございましたので、こちらについても今後の課題として指摘することを想定しております。

なお、本調査だけに限定される課題ではございませんが、意見交換の際に、全国の土地の利活用状況の把握について、国土交通省から、法人土地・建物基本調査や総務省の住宅・土地統計調査等の結果を土地基本調査として取りまとめ、公表するとともに、地価公示額等から資産額の推計も行っているとの説明がありました。詳細は資料5-2の5ページ、別添2の資料を御覧ください。これについて、出席した委員からは、個人企業が所有する大規模な不動産の扱いや、農地山林等のより詳細な把握等について検討する必要があるのではないかとの指摘がございました。これらの指摘については、11月9日の基本計画部会経済統計ワーキンググループにおいて事務局から報告していただき、情報共有を図りました。また、資料の一番下になりますが、部会長メモとして整理するかどうかを含め、今後検討したいと考えております。

最後に今後の予定です。本件は11月8日の部会で答申案の方向性について御了解をいただいておりますので、今後答申案を作成し、委員との調整を進めた上で、最終的には書面決議を行って答申案を確定させる予定です。その後、答申案につきましては次回、12月の統計委員会において報告する予定です。

以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。本件は、実質的な審議は既に終えているとのことですので、今後の答申の具体化に向けて作業を進められるとのことですが、今の御報告について何か御質問等はございますか。

ありがとうございます。先ほど住宅・土地統計調査の諮問のところでも私が発言しましたが、土地に関する情報の整備というのは非常に重要ですが、実はそのような意味で土地及びその上に建っている建物に関しての全般的な把握は必ずしもできていない、それがあある調査を使って、それから推計するという形になっているのですが、そもそも土地・建物というのは一番基本になりますので、そういうことについての基礎的な情報は、きちんとIDを付けるなりして整備するため、GISの情報を使ったり、登記の情報を使ったりして作っていくということは重要な課題になると思うのです。そのようなものを含めて今

後の方針を2つのところで、住宅・土地統計調査と、それから法人土地・建物基本調査のところで考えていただきたいと思っております。

それから、パネルデータを作成することに関して、企業のパネルデータだけではなくて、土地のパネルデータ形が重要であるということで、土地のパネルデータとなれば、まさにさっき言った話がそのままつながってくるわけですので、そういったものの方向性を、当面の審議とは直接関わらないのですが考えていただきたいと思えます。このような私の意見を含めて西郷部会長に伝えていただければと思えます。

皆様、よろしいでしょうか。ほかに何か特段の御意見等はございませんか。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 これは審議そのものに関係することではないのですが、今日いただいた資料5-2の5ページ目、別添2を拝見しながら、土地基本調査の結果は、私、実は余り丁寧に見たことがなかったので、今後このデータがどのように次回以降になっていくのかが気になりますので少し感想を申し上げるということと、それから、もし今後この関連の議論が更にある場合には御検討いただければということで意見を申し上げたいのですが、これまでもここでも、この会議の場でも議論になっておりますが、所有者不明の土地の問題というのがあるわけです。これで見えてまいりますと、下の方の枠の結果の概要で、法人所有の土地面積は2.6万平方キロ、それから下の方に世帯所有の土地は11.6万平方キロで、併せますと14万平方キロで、日本の国土面積の半分に満たないことになるわけです。そうすると、あとは国有地かということになるわけですが、国有地も大きいとは思いますが、どれぐらいの規模か分かりませんが、かなり分かりにくい数字になってくるわけです。そのような意味でも、この辺りのところをてこに、また土地関係の統計情報をより正確に把握するようなことを工夫していただけたらと思っております。統計調査だけでできる部分ではないと思えますので、国土交通省の方で十分いろいろ御検討になっているとは思いますが、そのほかの情報と、またこのような情報の整合性もいろいろ検討していただければありがたいと思えますので、少し感想を申し上げました。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。清原委員、どうぞ。

○清原委員 今の御発言に関連して申し上げます。全国市長会でもこの土地の問題については、多角的に検討することを近年進めております。一方で、今御指摘がありましたように、都市計画やまちづくりを進める上で所有者不明土地の問題が課題になっていることもありますが、他方で、なぜそういう所有者不明土地が増えていくかということになりますと、相続の際にきちんと相続人が登記することが着実に行われていない現状もあるようでございます。したがって、少子高齢化の中で適切な相続や登記がなされる、そのような環境が整うようなことを進める意味でもこうした基本調査は極めて重要だと思えます。

2点目に、全国市長会でいろいろ議論される中で、最近海外の方が日本の土地を所有されるという動向が進んでいるということでございます。したがって、ひょっとしたら法人登記であっても、個人の登記であっても、今土地をめぐる状況というのは日本においても国際化が進んでいるようでございます。そうした状況についても今後の調査において

は適切に把握され、そのことが国における土地利用でありますとか、自治体における土地利用においてどのような対応を求められていくのかという政策にも影響するかと思ひまして、本当に今回出されております土地や建物に関する調査の今後というのは大きな意義を持っていくものと考えております。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。お二方、全くそのとおりなので、それで、土地基本調査といいながらしつ皆調査をしているわけではないので、このようところで言葉の定義を含めて、もっとこのところはきちんと考えるべきであろうと私も思います。土地基本調査といいながら、日本の国土の半分程度しか把握できていない状況になっていること自体もまた大きな問題ですし、そのようなことも含めて、残りの部会審議を通じて国土交通省側と十分な意見の交換と、それから国土交通省側に対する要望をはっきりさせていただきたいと思ひます。

特に御意見がなければ、以上でこの件はおさめさせていただきたいと思ひます。

それでは、次の議事に移ります。匿名データ部会で審議されております諮問第 108 号「住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」の審議状況について、北村部会長から御報告をお願いいたします。

○北村委員 それでは、11 月 14 日に開催されました匿名データ部会の結果を報告いたします。資料 5-3 を御覧ください。

今回の諮問は総務省統計局の住宅・土地統計調査の匿名データ作成に関するものでしたが、部会審議の前半では、この調査に限らず匿名データの全体に対する意見が出ました。具体的には、労力を要して作成・提供している匿名データですが、利用件数がなかなか伸びないのはなぜか、もっとアクセスをよくするような方法があるのではないかという意見や、匿名データと統計法第 33 条の規定に基づく調査票情報提供との役割分担の意見などがありました。この件は現在共通基盤ワーキンググループで議論しているところでもあり、次回の部会において基本計画案の方向性などの説明を受けるということにいたしました。

続いて、審議の後半について御報告いたします。まず、資料 5-3 の 2 番目の項目ですが、今回の匿名データ作成に変更があったトップコーディング、ボトムコーディングの基準値を全国一律から都道府県別に設定することとされているのですが、それについては建築面積や家賃など都道府県によって様相が異なるため有用性が高まるとの意見があり、審議協力者である東京都、千葉県からも評価するという意見があり、適当と整理いたしました。

続いて、平成 25 年調査で新設された調査項目についてはそのまま提供することになっておりますが、東日本大震災関連の項目である大震災による転居と、大震災による改修については、大震災の影響を分析する調査項目としての重要性は認めますが、データ分布を見ると提供することで匿名性の確保が困難となる可能性があるという御報告がありまして、今回は提供しないことを適当と整理いたしました。これについては、本格的に政策分析をされたい方は調査票情報提供を求めるような形で利用させていただくことが適切かと判断いたしました。

次に、前回答申における今後の課題への対応を審議いたしました。まず複数データの作成についてですが、作成部局である統計局から平成 22 年の国勢調査の匿名データについての在り方を検討しているため、その結果を踏まえて検討したいという返答がありました。複数ファイルを求める理由の 1 つとしては、より詳細な地域情報を提供するためという理由がありますが、国勢調査を利用して検討するとの妥当性は評価できますので、その検討結果を踏まえて対応していただくということにいたしました。ただ、国勢調査を用いた検討がいつごろになるか、今後の見通しを示してほしいとの意見もあり、次回の部会で統計局から説明を受けることにいたしました。

続きまして、匿名データの提供時期の短縮化に関しましては、統計委員会で野呂委員から御指摘がございました。今回作成・提供する平成 20 年と 25 年のデータのうち、20 年の提供が遅れていることは否めませんが、一方、25 年のデータに関しては最新データであり、そのデータを作成・提供するに当たり、トップコーディングの基準値を都道府県別に設定するなど有用性に配慮した取組が行われていることは評価できると考えました。したがって、答申後速やかな提供に努めていただくということになりました。この平成 20 年の提供が遅れたことについては、リソースの限界とかいろいろな実務上の状況があったとの説明も受けております。

最後にトップコーディングが行われた変数の扱いについてですが、この点については当該変数の平均値、標準偏差を提供することになっています。委員からはこの 2 つのデータでは十分だろうかということがありましたが、統計局としては昨年諮問、答申いたしました就業構造基本調査でも同様の措置をしたことから、今回もこの措置にしたという説明がありました。部会としては適当と整理いたしました。この全体の分布、平均値、標準偏差があると、そのテールの部分の形状もある程度想定できるわけですが、トップコーディングした部分だけの平均値と標準偏差を用いるということではどれくらい有用性があるのかと、いろいろもう少し検討した方がいいのではないかという意見もありましたので、このことについては匿名部会で継続して考えたいと思います。

次回の部会では答申案を審議する予定であります。

以上が部会の説明です。

**○西村委員長** ありがとうございます。今の御報告について、何か御質問等はございますか。

ありがとうございます。それでは、引き続き審議をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。部会報告の最後で、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、本日は宮川部会長が御都合により御欠席ですので、中村部会長代理から御報告をお願いします。

**○中村委員** それでは、報告いたします。前回、10 月 26 日の統計委員会に宮川部会長より御報告した後、11 月 9 日に第 8 回部会を経済統計ワーキンググループとの合同会合として開催いたしました。

続きまして、11 月 16 日に第 9 回部会を開催し、それぞれ次期基本計画の国民経済計算体系的整備部会関連の部分について精力的に審議し、様々な御意見をいただきました。最

最終的な表現ぶりにつきましては部会長一任となりましたので、部会長が事務局と協力して取りまとめられたものが本日の資料5-4であります。その内容を報告いたします。では、資料5-4を御覧ください。

本資料は、次期基本計画の第2、公的統計の整備に関する事項において、1、国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進のうち、(1)から(3)に共通する前文と、(1)基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実に相当する部分となっております。

資料5-4の章立ては、統計改革推進会議における最終取りまとめを踏まえまして、国民経済計算を軸として経済統計の改善を図ること、すなわち国民経済計算の精度向上を図るため、その基礎となる経済統計を一体的に改善することを強調した構成としております。特に前文ではこうした考え方を強く打ち出しております。この点は第1期及び第2期の基本計画からの大きな変化点であり、第2段落から第3段落にかけまして具体的に記述しております。

その後、(1)基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実ににおいて各論を整理しております。ア、より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等。1ページめくっていただきまして下の方ですが、イ、生産面を中心に見直した国民経済計算への整備。それから4ページ目にまいりまして、ウ、国際比較可能性の向上と大きく3つに整理した上で、重点的に実施する取組を記載しております。

取組の記載内容を簡単に御紹介いたしますと、アの(ア)では、国民経済計算の四半期推計の精度向上を図る観点から、その推計に用いられる統計調査を中心に改善を図ること。

(イ)では法人企業統計の早期化の可能性を検討することなど、QEの1次速報と2次速報の改定幅を縮小するための検討事項や、需要側統計と供給側統計の統合比率見直しを含め、国民経済計算の加工・推計手法の改善などについて記載しております。

イの(ア)では、産業連関表をSUT体系へ移行し、基準年SUTを直接作成すること。その直接延長により中間年SUTを推計することで、投入構造をより正確に反映した推計を可能とすること。(イ)と(ウ)では、中間年SUTの精度向上のためにビジネス・サーベイを整備すること。また、SUT体系への移行やビジネス・サーベイの創設で解決できない個別分野、具体的には建設・不動産、医療・介護、教育の5分野であります。これらの課題について記載しております。

4ページのウでは、国民経済計算、産業連関表が最新の国際基準と整合的になるように推定方法を検討すること。また、国際的な議論へ積極的な参画を図ることなどを記載しております。具体的な取組についてであります。別表がございます。「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」として5ページから記載しておりますが、このうち、10ページ以降にあります緑色で示している部分につきましては、主に経済統計ワーキンググループとの合同会合で審議しました部分であります。ビジネス・サーベイの創設やその他の業種別統計の整備、あるいは産業分類、調査単位及び生産物分類の策定など統計基準の見直しなどであります。

次に、SUT体系への移行等に関する部分はオレンジ色で示しております。具体的な課題は9ページから15ページにかけて整理されています。こちらは、8月24日の統計委員会において宮川部会長より御報告しましたSUTタスクフォースの意見取りまとめの中から、特に重要と思われる部分を抜き出してまとめたものとなっております。SUT基本構成の大枠や5分野に関する課題について具体的に記載しております。

以上でございます。

○**西村委員長** ありがとうございます。今の御報告について、何か御質問等はございますか。

ただ今御報告のありました事項のうち、基本計画の答申案に関する審議は、今後基本計画部会に引き継いで審議することといたします。

その他の部分については、引き続き御審議をよろしく願いいたします。

それでは、本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いします。

○**山澤総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会は12月19日火曜日の10時から開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

○**西村委員長** 以上をもちまして、第116回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。